

- 一七、無效及取消並=追認(大三)
- 一八、解除條件及停止條件ノ意義(四三。大二)
- 一九、停止條件ト解除條件(大二。大三)
- 二〇、條件、期限、時效(四二。四三)

第二節 物 權

- 一、物權ノ種類(大二。大五)
- 二、物權ノ種類及其得喪(大三)
- 三、占有ノ意義(大二)
- 四、占有權ノ效力(四四。大元。大四。大五)
- 五、占有回收ノ訴(四三。四四)
- 六、所有權ノ取得(大三)
- 七、共有ノ性質(大二。大三。大四)
- 八、動產不動產ノ區別(大三)

- 九、地上權(四三。四四。大二。大四)
- 一〇、地上權ノ取得、其種類及性質(大元)
- 一一、地上權ト永小作權トノ區別(四二)
- 一二、地上權、永小作權、賃借權ノ異同(大四)
- 一三、永小作權、地上權、賃借權ノ區別(大三)
- 一四、留置權(大元)
- 一五、留置權及質權(四四)
- 一六、抵當權ノ滌除(四二)

第三節 債 權

- 一、債權ノ目的及選擇債務、任意債務(大三。大四)
- 二、任意債務及選擇債務(四四。大元。大四。大五)
- 三、連帶債務、不可分債務、保證債務ノ區別(四二)
- 四、同時履行ノ抗辯ト契約ノ解除(大五)

* * * * *

- 五、危險ノ負擔(大五)
- 六、債務者ノ遲滯(大二。大三)
- 七、債權者遲滯及債務者遲滯(大五)
- 八、違約金(四四。大元)
- 九、違約金ト損害賠償ノ豫定(大五)
- 一〇、損害賠償(大三)
- 一一、損害賠償ト違約金トノ差別(四三。大二。大四)
- 一二、損害賠償ノ豫定(四四)
- 一三、債務ノ不履行ニヨル損害賠償(大四)
- 一四、債權ノ讓渡(四四。大二)
- 一五、債務ノ辨濟(大四)
- 一六、辨濟ノ意義(四二。四四。大五)
- 一七、辨濟ノ提供(大三)

* * * * *

- 一八、代位辨濟(四二。四四。大元)
- 一九、請取證書(四三)
- 二〇、請取證書持參人ニ對スル辨濟ノ義務アルカ(四三)
- 二一、第三者ハ辨濟ヲ爲シ得ルカ(四三)
- 二二、辨濟ノ場所(四三)
- 二三、辨濟ト代位辨濟(四三)
- 二四、相殺(四二。四三。四四。大元。大二。大五)
- 二五、更改(四二。四四。大元。大四)
- 二六、更改及免除(大三)
- 二七、更改、代物辨濟及債權讓渡ノ異同(大五)
- 二八、契約成立ノ順序(大三)
- 二九、契約ノ效力(四四)
- 三〇、第三者ノ爲ニスル契約ノ效力(四三。大二。大三。大四。大五)

第五十部 文官高等口述試験

- 三一、契約ノ解除(大三)
- 三二、賃貸借(四二)
- 三三、不當利得、不法行爲ヲ説明セヨ(四三)
- 三四、不法行爲ト留置權(大二)
- 三五、不法行爲(大四。大五)
- 三六、不法行爲及法律行爲(大元)

第三章 行政

- 一、官廳ハ法規ヲ發シ得ルカ(大五)
- 二、官廳ハ法規命令ヲ發シ得ルカ(四三。大四)
- 三、官廳廢止其命令ノ存否(大三)
- 四、上級官廳ト下級官廳トノ關係(大四。大五)
- 五、省令ト條例トノ關係(四三。四四)

- 六、條例(四四。大四)
- 七、條例及規則(大五)
- 八、條約、規則及法律トノ關係(四三)
- 九、裁判所ハ法令審査權アリヤ(四三)
- 一〇、指令訓令及職務命令(四三。大元)
- 一一、公園トハ何ソ(大元)
- 一二、營造物トハ何ソ(四三)
- 一三、營造物及公有物(大元)
- 一四、内閣ト各省大臣トノ關係(四三。大元)
- 一五、特別權力關係トハ何ソ(大三。大四)
- 一六、委任及代理ニ基ク權限(大三。大五)
- 一七、職務命令(大三。大四)
- 一八、命令ノ消滅(四三)

- 一九、懲戒規定及條例（大元）
- 二〇、懲戒權及懲戒規定（四四。大元）
- 二一、官吏ノ性質及權限（大二。大三）
- 二二、官吏俸給ノ性質（大二）
- 二三、官吏ノ服從義務（四三）
- 二四、官吏ノ義務（大元。大五）
- 二五、官吏ノ懲戒（大元）
- 二六、官吏任用資格及其懲戒權（四三）
- 二七、任命ニ瑕疵アル官吏ノ處分ノ效力（四四。大元）
- 二八、官吏ト公吏トノ區別（大三）
- 二九、未成年者及重罪犯人ノ任官效力如何（大三）
- 三〇、公共組合ト地方團體（四三）
- 三一、公共組合ト自治團體トノ區別（四三）

- 三二、自治團體ノ觀念（其監督）（四三）
- 三三、知事出兵請求權ノ性質（四三）
- 三四、自治團體トシテノ府縣ノ職務權限（四四。大五）
- 三五、郡制及北海道制（大三）
- 三六、宮城ハ東京市ノ領内カ（大元）
- 三七、市ノ命令（大元）
- 三八、市ノ處分ト法令トノ關係（四四。大元）
- 三九、公益費用ノ分擔（大二）
- 四〇、市ノ固有事務ノ範圍（四四。大二）
- 四一、名譽職ノ觀念（四三。大二）
- 四二、市町村ノ公民權（大元）
- 四三、町村長ノ職務及監督（四四）
- 四四、市町村ノ監督權（大五）

* *

- 四五、市町村ノ事務（大五）
- 四六、市町村ノ事務及財政監督（大四）
- 四七、市町村ニ公民權有リヤ（大二）
- 四八、市町村會ノ組織（大四）
- 四九、市町村長ノ職務（大四。大五）
- 五〇、市町村ノ公民及住民（大三）
- 五一、市町村會ノ權限（大五）
- 五二、市町村條例規則（大四）
- 五三、市町村ハ營利事業ヲナシ得ルカ（四四）
- 五四、市町村ハ他ノ市町村ニ營造物ヲ設ケ得ルカ若シ設ケ得ルトセハ其理由如何（四四）
- 五五、行政行爲（大二）
- 五六、行政處分ノ取消（四四。大元。大四）
- 五七、行政處分ノ取消及廢止（四三。大二）

* * *

- 五八、行政處分ト官吏ノ任命（四四）
- 五九、行政處分ノ取消及無效（大三）
- 六〇、直接強制及代執行（大四）
- 六一、執行罰ト刑罰トノ區別（大五）
- 六二、強制罰（執行罰）（四三）
- 六三、國家ハ不法行爲ヲ爲シ得ルカ（大二。大三）
- 六四、國家ノ賠償責任ヲ問フ（大二）
- 六五、行政訴訟ノ意義（四三。大五）
- 六六、行政訴訟及訴願（四三。大五）
- 六七、權限爭議（四三）
- 六八、行政裁判ノ權限及訴願（四三）
- 六九、行政裁判及行政訴訟（大元）
- 七〇、訴願裁判ハ上級官廳之ヲ取消又ハ變更スル事ヲ得ルカ（四四）

- * *
- 七一、警察機關ノ組織(警視廳)(大五)
 - 七二、警察官ノ職務(大四。大五)
 - 七三、警察處分(四四。大元)
 - 七四、警察處分及地方警察(四三)
 - 七五、行政處分ト司法警察トノ關係(大四)
 - 七六、出版警察(大五)
 - 七七、營業警察(大五)
 - 七八、質屋營業ノ許可ヲ取消シタルトキ、第三者ト質契約ヲシタルトキノ處分如何(大二)
 - 七九、營業ノ許可及認可(大四)
 - 八〇、警察許可、警察ノ組織及其作用(大三)
 - 八一、警察許可及其拒絕(四三。四四)
 - 八二、警察處分ト公用徵收權トノ差異(四三)
 - 八三、河川法(大三)

- * *
- 八四、訴願(四五)
 - 八五、公道及私道ノ區別(四三。大二。大三)
 - 八六、公用徵收(大元。大三)
 - 八七、公用徵收ノ客體(大二)
 - 八八、公用徵收ノ補償(大二)
 - 八九、公用徵收ト其目的物(四四)
 - 九〇、土地收用法(四三)
 - 九一、直接徵收法及間接徵收法(四三)
 - 九二、海關稅トハ何ソ(大二)
 - 九三、通行稅(大元)
 - 九四、租稅ト手数料トノ區別(大三。大四)
 - 九五、租稅及手数料(四三)
 - 九六、租稅徵收方法(四三。大四)

- 九七、租稅徵收手續(大五)
- 九八、專賣トハ何ソ(大二)
- 九九、手數料(大五)

第四章 國際法

第一節 平時國際法

- 一、巴里宣言(大二)
- 二、交戰團體及國家ノ承認(四二。四四。大二)
- 三、交戰者ノ資格(大三)
- 四、交戰者ノ種類(大四)
- 五、交戰團體ノ特質(大二)
- 六、交戰權ノ制限(大三)
- 七、國家ノ承認(大元。大四)

八、領土ノ獲得(大元)

九、領土ノ割讓(四二。大二)

一〇、先占ト占領(大四)

一一、增添(四四。大元)

一二、國際地役(四二。四三。四四。大元)

一三、沿岸海ノ裁判管轄(大四。大五)

一四、領海權(四二)

一五、領海内ノ獨立權(四二。大二)

一六、領海ノ範圍(四三。四四)

一七、領海内ノ自由裁判及其管轄權(四三)

一八、運河及海峽(大三)

一九、一國ノ叛徒ニ對スル他國ノ義務(大三)

二〇、外國人ノ入國及其追放(大四)

第五十部 文官高等口述試驗

- 二一、商船内ノ犯罪管轄權（四三。四四）
- 二二、船籍ノ移轉（大五）
- 二三、海賊（大三。大四。大五）
- 二四、干渉トハ何ソ（大三）
- 二五、干渉ノ意義（大元。大三）
- 二六、非干渉ノ義務（大四）
- 二七、國家ノ干渉ト自衛權作用（四三）
- 二八、「カロリン」號事件（四三）
- 二九、軍隊ノ特權（大二。大四）
- 三〇、條約ト契約トノ區別（四四。大元）
- 三一、最惠國條款（大二。大四）
- 三二、第三國ニ對スル條約ノ效力（大五）
- 三三、倫敦宣言（大三）

- 三四、「ヒンターランド」（四四）
- 三五、犯人引渡（大三。大四）
- 三六、外交官ノ特權（大二）
- 三七、領事官ノ特權（大五）
- 三八、外交官、軍艦ノ特權（大五）
- 三九、外交官ト領事官トノ差（四四）
- 四〇、外交官特權、不可侵權、裁判權（大元）
- 四一、領事ノ職務（大三）
- 四二、使節領事其他ノ特權（大五）
- 四三、國際審査會（大元）
- 四四、仲裁々判ト周旋トノ區別（四三。大五）
- 四五、仲裁々判（大五）
- 四六、義務的仲裁々判（大元）

- 四七、仲裁々判、領事裁判、居中調停（大二）
- 四八、國際紛議終決方法（四三。大三）

第二節 戰時國際法

- 一、戰爭ノ原因（大二）
- 二、開戰ノ效果（四二。大元）
- 三、赤十字同盟條約（大二。大三）
- 四、赤十字同盟條約ト其新舊條約ノ比較（四四）
- 五、戰時ニ於ケル郵便物ノ取扱（郵便船）（大元）
- 六、平時、戰時復仇ノ比較（大二。大五）
- 七、俘虜（大元。津二。大三。大元）
- 八、間諜（四二。大二。大五）
- 九、戰規、戰數（四四。大五）
- 一〇、水雷ニ關スル法規（大三）

- 一一、陸戰條規其他害敵手段ニ對スル法規ノ制限（大元）
- 一二、空中ヨリスル害敵手段（大五）
- 一三、潜水艇ノ無警告擊沈（大五）
- 一四、豫告ナクシテナシタル開戰（大五）
- 一五、開戰ノ際自國港内ニ在ル敵國商船ノ取扱（大五）
- 一六、海底電線ノ切斷（四二。四三。四四。大二。大三）
- 一七、敵國財産、敵貨、貨物ノ敵性（大五）
- 一八、物ノ敵性（大元）
- 一九、鹵獲、徵發、取立金（大元。大三。大元）
- 二〇、海戰ニ關スル「ジュネバ」條約（大五）
- 二一、沿岸砲撃（大二。大三）
- 二二、攻圍砲撃ト沿岸砲撃（大元）
- 二三、戰爭ノ終了（大元）

- 二四、特別居中調停（大元）
- 二五、中立ノ義務（大三。大五）
- 二六、永世局外中立（四二。大三）
- 二七、戰時局外中立（四二）
- 二八、二十四時間規則（四三）
- 二九、戰時禁制品（大元。大二。大三。大四）
- 三〇、非常徵用權（四三）

第五章 刑法

第一節 刑法總論

- 一、不作爲犯（大四）
- 二、不作爲犯ノ未遂罪及其着手（大五）
- 三、正當防衛（大三。大四）

- 四、緊急行爲（正當防衛及緊急避難）（大五）
- 五、未遂罪（四三。大四）
- 六、未遂犯ノ着手（大五）
- 七、故意ト未遂ノ故意トノ區別（大三）
- 八、一罪ト數罪トノ關係（四二。四三）
- 九、想像的數罪ノ俱發（大二）
- 一〇、刑法五四條ノ解釋（四四）
- 一一、共犯（四二。四三。四四。大元。大三）
- 一二、教唆ト共犯（大五）
- 一三、牽連犯（大三。大五）
- 一四、教唆（大四）
- 一五、錯誤（大三）
- 一六、犯意（四二。四三）

第五十部 文官高等口述試驗

- 一七、連續犯（四二。四四。大元。大五）
- 一八、連續犯ニ過失犯有リヤ（大五）
- 一九、連續犯ノ觀念（其ノ過失犯有リヤ）（大元）
- 二〇、連續犯ト繼續犯トノ區別（四三）
- 二一、沒收（四二）
- 二二、犯罪ト身分トノ子係（大三）
- 二三、犯罪ノ時及場所（四二。四四。大元。大二）
- 二四、時ニ干スル刑法ノ效力（四四。大三）

第二節 刑法各論

- 一、放火罪（四四。大二。大四）
- 二、文書偽造（四四。大元。大三。大五）
- 三、偽證罪（大三）
- 四、賭博罪（四三。四四。大三。大五）

五、心神喪失ニ陥レテ殺人行爲ヲ爲シタル者ノ處分如何、飲酒ノ時殺人ノ意思ナカリシ時ノ處分如何（大元）

- 六、承諾ニ基ク殺人罪（大五）
- 七、傷害罪ト過失傷害トノ區別及其理由（大五）
- 八、名譽毀損罪（大二）
- 九、收賄罪（四三。四四。大二。大三）
- 一〇、背任罪（大元）
- 一一、傷害罪（四三。四四。大元）
- 一二、竊盜罪（四三。四四。大元。大三）
- 一三、竊盜セシ物品ヲ入質セシ者ノ處分如何（大五）
- 一四、墮胎罪（四二）
- 一五、詐欺取罪（四二。大三。大五）
- 一六、詐欺取罪ト竊盜罪トノ區別（大四）

第五十部 文官高等口述試驗

- 一七、乙カ既ニ辨濟ヲ受ケタル債務證書ヲ以テ裁判所ニ訴ヘ其結果、證書上ノ債務者甲ヨリ辨濟ヲ受ケタリ、乙ノ處分如何(大五)
- 一八、脅喝取罪(大三)
- 一九、横領罪(四三。大元。大三。大四)

第六章 經濟學

- 一、國民經濟ト個人經濟(大二。大三)
- 二、需要ト供給トニヨリ定マサル價值アリヤ(四三)
- 三、個人ノ經濟能力ハ如何ニシテ決スルカ及經濟主義(大二)
- 四、經濟活動ノ前提(大元)
- 五、欲望ト奢侈トノ關係(大元)
- 六、需要供給ト價格トノ關係(大四)
- 七、土地ノ自然増收(四三)

八、青砥藤綱ノ故事ニ就テ(大四)

九、經濟現象ト法制トノ關係(大元)

一〇、重商主義及新重商主義(四三)

一一、歴史派ノ研究方法(大二)

一二、恐慌(一時的恐怖アリヤ)(大二。大三)

一三、大生産、小生産及大企業、小企業(大二)

一四、生産費ハ何ヲ含ムカ其要件(四四)

一五、過剰生産(大二。大三。大四。大五)

一六、原料ト労働ノ餘剰ノ及ス影響(四三)

一七、勞力ハ財貨ナリヤ(四四)

一八、労働ノ價格ハ如何ニシテ決スルカ(大元)

一九、工場法(大三)

二〇、労働及過剰生産(四四)

第五十部 文官高等口述試験

- 二一、資本ノ成立(四二)
- 二二、國民經濟上ノ資本ト個人經濟上ノ資本(四三)
- 二三、資本ハ勞力ノ結果ナリトノ說(大四)
- 二四、資本増加ノ方法(大三)
- 二五、資本及生産的資本(四三)
- 二六、企業所得ト利子トノ關係(四三)
- 二七、大企業ノ長短(大四)
- 二八、大仕掛、小仕掛ノ企業(大三)
- 二九、企業(大元。大二。大五)
- 三〇、獨占事業(四二。四三。大二)
- 三一、獨占及分業(四四)
- 三二、機械工業(四二)
- 三三、分配ノ標準(大元)

- 三四、國際分業(大二)
- 三五、産業ノ自由及大仕掛、小仕掛ノ企業(四四)
- 三六、産業ノ自由トハ何ゾ、及其制限、結果(四四)
- 三七、割引及交通機關(大三)
- 三八、交通ト物價トノ關係(四四)
- 三九、「トラスト」、「ダンピング」、「カルテル」(四三)
- 四〇、「トラツクシステム」(大元)
- 四一、米價調節及農産物ノ價格(大四。大五)
- 四二、收穫漸減ノ法則(四四)
- 四三、農産物價格ノ決定(大二)
- 四四、限界效用(大四。大五)
- 四五、何故ニ鐵ハ效用大ニシテ價値小ニ「ダイヤモンド」ハ效用小ニシテ價値大ナルカ(大三)
- 四六、效用ト利用價値トノ區別(四二)

- 四七、價值ト效用トノ關係(四三。四四。大元。大二)
- 四八、價格トハ何ソ(大元。大三)
- 四九、奢侈ト儉約トガ經濟界ニ及ス影響(四四)
- 五〇、奢侈ノ利害(大三)
- 五一、價格ト效用トノ關係(四二)
- 五二、價格ト生産費トノ關係(四四)
- 五三、價格決定ノ原因(大二)
- 五四、法律ハ價格ヲ製造シ得ルカ(四二)
- 五五、工業品ノ價格ハ何ニヨリ定ルカ(大元)
- 五六、工業商業トノ區別(大二)
- 五七、報酬漸減ノ法則(大二。大三。大四)
- 五八、財貨ノ價格(四二)
- 五九、物價、物價指數、價格及價值ノ原由(大五)

- 六〇、兌換準備(大元)
- 六一、補償作用(四二)
- 六二、複本位制度ノ得失(大元)
- 六三、不換紙幣(大四)
- 六四、貨幣、銀行券準備制度、正貨ノ増減(大五)
- 六五、銀價下落ノ我國ノ貿易ニ及ス影響(四四)
- 六六、貨幣ニ適スル性質(四三)
- 六七、兌換準備制度(大四)
- 六八、貨幣價格ノ變動(大元)
- 六九、本位貨幣ト利子歩合トノ關係(四二)
- 七〇、貨幣ノ屈伸力(四二)
- 七一、「グレインシャム」法則(大二)
- 七十二、法律上ノ貨幣及事實上ノ貨幣(大五)

- 七三、本位貨幣、自由鑄造、兌換準備(四四)
- 七四、本位貨幣ト補助貨幣トノ關係(四四)
- 七五、自由鑄造及貨幣ノ職能(大三)
- 七六、金銀比價變動ノ我國ニ及ス影響(四三)
- 七七、爲替相場ノ高低及地代(四二)
- 七八、銀本位國ニ於テ銀價下落ト輸出入トノ關係(大三)
- 七九、外國貿易ノ順逆(四三、大元)
- 八〇、國際貸借及其原因(大四)
- 八一、國際貸借及外國爲替(大三)
- 八二、吾國ノ輸出入ノ狀態(大四)
- 八三、保護貿易(大五)
- 八四、自由貿易、保護貿易、重商主義(大四)
- 八五、外國貿易順逆ノ經濟ニ及ス影響(大元)

- 八六、自由貿易、保護貿易ノ比較(四二)
- 八七、國際貸借決濟方法(四二、大五)
- 八八、新舊補助貨ト「グレインシャム」ノ法則及爲替相場(大五)
- 八九、信用ハ資本ナリヤ(大元)
- 九〇、信用(大五)
- 九一、對人信用ト對物信用(四三)
- 九二、銀行業務及自由競爭(四三)
- 九三、銀行券ノ種類及業務(大三、大五)
- 九四、銀行信用取引、及取引所ノ意義、種類(四二)
- 九五、信用ノ社會經濟ニ及ス影響(大元)
- 九六、信用及信用取引(大二)
- 九七、取引所(大五)
- 九八、定期賣買ノ性質及其利害得失(大二)

* * *

- 九九、信用取引及其種類(大三。大四)
- 一〇〇、取引所、利潤及貸銀ノ鐵則(四三)
- 一〇一、定期取引ハ信用取引ナルカ(四四)
- 一〇二、國民所得ノ意義(大二)
- 一〇三、地代及資本ノ成立方法(四三)
- 一〇四、地代ト貨物ノ價格トノ關係(四四)
- 一〇五、耕境ニ在ル土地ニ地代ヲ生スルコトアリヤ(大三)
- 一〇六、貸銀(大二。大五)
- 一〇七、實際上ノ貸銀ト名義上ノ貸銀(四四。大二)
- 一〇八、貸銀、貸銀鐵則及貸銀基金說(四四)
- 一〇九、貸銀高低ノ原因(大五)
- 一一〇、貸銀ノ種類及利潤(四二)
- 一一一、貸銀基金說及貸銀鐵則(大三。大四)

*

- 一一二、名義上ノ貸銀及實質上ノ貸銀(大四。大五)
- 一一三、金利(大五)
- 一一四、利子ノ最低限度(大二)
- 一一五、利子ト企業利得トノ差(大二)
- 一一六、利率ハ何ニヨリ高低スルカ(四二)
- 一一七、利子歩合及資本ノ意義(四二)
- 一一八、利潤(大五)
- 一一九、利潤ノ高低原因(大四)
- 一二〇、利潤及地代(大三)
- 一二一、債券ノ收入ト株券ノ收入ハ利潤ヲ拂ヒ得ルカ(四三)
- 一二二、文明ノ進歩ト消費トノ關係(大三)
- 一二三、消費ト文明トノ關係(四三)
- 一二四、消費ト生産トノ權衡(大元)
- 一二五、間接消費(大二)
- 一二六、人口増加ノ利害(四四)

(附) 文官高等試験委員一覽表

(最近八ヶ年)

| 課目 | 年度 | 四十三年度 | 四十四年度 | 四十五年度 | 元年度 | 二年度 | 三年度 | 四年度 | 五年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 國際法 | 寺尾博士 | 寺尾博士 | 寺尾博士 | 立博士 | 立博士 | 立博士 | 立博士 | 立博士 | 立博士 |
| 刑法 | 岡田博士 | 岡田博士 | 岡田博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 |
| 行政法 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 |
| 憲法 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 |
| 民法 | 鶴判事 | 川名博士 | 横田博士 | 石坂博士 | 石坂博士 | 石坂博士 | 石坂博士 | 石坂博士 | 石坂博士 |
| 民 | 土方博士 | 土方博士 | 土方博士 | 土方博士 | 土方博士 | 土方博士 | 土方博士 | 土方博士 | 土方博士 |
| 憲 | 寛博士 | 寛博士 | 寛博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 |
| 憲 | 市村博士 | 市村博士 | 市村博士 | 上杉博士 | 上杉博士 | 上杉博士 | 上杉博士 | 上杉博士 | 上杉博士 |
| 行政 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 | 美濃部同 |
| 刑 | 勝本博士 | 勝本博士 | 勝本博士 | 牧野博士 | 牧野博士 | 牧野博士 | 牧野博士 | 牧野博士 | 牧野博士 |
| 刑 | 岡田博士 | 岡田博士 | 岡田博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 |
| 國際 | 高橋博士 | 高橋博士 | 高橋博士 | 高橋博士 | 高橋博士 | 中村博士 | 中村博士 | 中村博士 | 中村博士 |
| 國際 | 寺尾博士 | 寺尾博士 | 寺尾博士 | 立博士 | 立博士 | 立博士 | 立博士 | 立博士 | 立博士 |

| 課目 | 年度 | 四十三年度 | 四十四年度 | 四十五年度 | 元年度 | 二年度 | 三年度 | 四年度 | 五年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 經濟學 | 山崎博士 | 山崎博士 | 山崎博士 | 山崎博士 | 山崎博士 | 山崎博士 | 山崎博士 | 山崎博士 | 山崎博士 |
| 財政學 | 田島博士 | 田島博士 | 田島博士 | 神戶博士 | 神戶博士 | 神戶博士 | 金井博士 | 金井博士 | 金井博士 |
| 行政學 | 松崎博士 | 松崎博士 | 松崎博士 | 松崎博士 | 松崎博士 | 松崎博士 | 松崎博士 | 松崎博士 | 松崎博士 |
| 刑 | 金井博士 | 金井博士 | 金井博士 | 金井博士 | 金井博士 | 金井博士 | 小川博士 | 小川博士 | 小川博士 |
| 刑 | 豐島博士 | 豐島博士 | 豐島博士 | 豐島博士 | 豐島博士 | 豐島博士 | 小川博士 | 小川博士 | 小川博士 |
| 民 | 勝本博士 | 勝本博士 | 勝本博士 | 勝本博士 | 勝本博士 | 勝本博士 | 泉二博士 | 泉二博士 | 泉二博士 |
| 民 | 仁井田同 | 仁井田同 | 仁井田同 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 |
| 民 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 | 加藤博士 |
| 商 | 松波博士 | 松波博士 | 松波博士 | 松波博士 | 松波博士 | 松波博士 | 松波博士 | 松波博士 | 松波博士 |
| 法 | 岡野博士 | 岡野博士 | 岡野博士 | 松本博士 | 松本博士 | 松本博士 | 松本博士 | 松本博士 | 松本博士 |
| 法 | 岡野博士 | 岡野博士 | 岡野博士 | 松本博士 | 松本博士 | 松本博士 | 松本博士 | 松本博士 | 松本博士 |

附 錄

改正試験規則

一、文官試験規則

(明治二十六年十月卅一日勅令第百九十七號ヲ以テ發布
三十四年同令第百四十六號三十八年同令第百九十一號
四十二年五月三十一日同令第百五十五號ヲ以テ改正)

第一章 總 則

- 第一條 文官試験ハ別ニ規程ヲ設クルモノノ外本令ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 文官試験ヲ分チテ文官高等試験及文官普通試験ノ二種トス
- 第三條 文官試験ヲ行フヘキ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京以外

ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ仍其ノ地方ノ新聞紙一種以上ニ公告ズヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ文官試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第五條 文官試験ヲ受ケテ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付與ス

第六條 不正ノ方法ニ因リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ其期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス試験合格證書ヲ受領シタル後是等ノ事實發覺シタルトキハ其合格證書ヲ無効トス

第七條 文官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ高等試験ニ在リテハ金拾圓、普通試験ニ在リテハ金貳圓ヲ納メシム

第二章 文官高等試験

第八條 文官高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ文官高等試験委員之ヲ行フ

第八條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ非サレハ文官高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 中學校ヲ卒業シタル者

二 専門學校合ニ基キ一般専門學校入學ニ關シ試験檢定合格證書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 中學校卒業以上ノ學力ヲ以テ入學程度トセル官立公立學校ニ入學シタル者又ハ其豫備科ヲ卒業シタル者

四 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル外

國ノ學校ヲ卒業シタル者

第九條 文官高等試験ヲ分チテ豫備試験及本試験トス豫備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十條 豫備試験ハ受験人本試験ヲ受クルニ相當ナル學識ヲ有スル者ト認ムキヤ否ヲ考試スルヲ目的トス

第十一條 豫備試験ハ論文及外國語ニ付之ヲ行フ論文試験ハ法律經濟ニ關スル文題ヲ課シ之ヲ行ヒ外國語試験ハ英語佛語及獨語ノ中ニ就キ豫メ一種ヲ選擇セシメ之ヲ行フ

第十二條 帝國大學法科大學、舊東京大學法學部、文學部及舊司法省法學校正則部卒業證書ヲ有スル者及學習院大學科四學年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ豫備試験ヲ免ス

第十三條 本試験ハ受験人學理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ並ニ其修得シタル學術ヲ實務ニ應用スルノ能力アリヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十四條 本試験ハ左ノ科目ヲ用非テ之ヲ行フ

一、憲法 二、刑法 三、民法 四、行政法 五、經濟學 六、國際法

以上ノ科目ハ試験ノ際選擇取捨スルコトヲ得ス

一、財政學 二、商法 三、刑事訴訟法 四、民事訟訴法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ豫メ一科目ヲ選擇セシメ之ヲ試験ス

第十五條 本試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條 豫備試験及本試験ノ合格者ヲ定ムルハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十七條 文官高等試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定メ

第三章 文官普通試験

第十八條 文官普通試験ハ各官廳ノ須要ニ應シ其ノ廳ノ文官普通試験委員之ヲ行フ

第十九條 文官普通試験ノ科目ハ尋常中學校ノ科程ヲ標準トシ各官廳所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ノ承認ヲ經ヘシ

第二十條 文官普通試験ニ關スル細則ハ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ニ報告スヘシ

附 則

第二十一條 本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

二、文官高等試験細則

(明治二十七年五月七日閣令第二號ヲ以テ發布
同三十八年閣令第一號
四十二年五月三十一日閣令第二號ヲ以テ改正)

第一條 文官高等試験ヲ受ケムトスル者ハ試験願書ニ履歷書ヲ添ヘ公告シタル期日迄文官試験委員長ニ差出スヘシ

文官試験規則第十二條ニ該當セサル者ニ在リテハ仍文官試験規則第八條ノ二ニ掲クル資格ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ

第二條 (四十二年五月三十一日閣令第二號ヲ以テ削除)

第三條 試験手数料ハ收入印紙ヲ用非試験願書ニ貼付スヘシ但試験ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ還付セス

第四條 試験願書及證書又ハ證明書ヲ除クノ外添付書類ハ出願ノ取消ヲ求ムルモ之ヲ還付セス

第五條 豫備試験並ニ本試験ノ筆記試験及口述試験期日ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第六條 本試験ノ筆記試験ハ二日前ニ其ノ科目及期日ヲ定メテ之ヲ行ヒ其ノ口述試験ハ筆記試験全ク終リタル後更ニ期日ヲ定メテ行フ

第七條 筆答ヲ以テ試験スヘキ場合ニ於テハ受験人總員ヲ一室又ハ數室ニ入レ問題ヲ付シ文官高等試験委員監視シテ之ヲ行フ但シ受験人一人ナルトキハ文官高等試験委員二人以上監視ス

第八條 口答ヲ以テ試験スヘキ場合ニ於テハ文官高等試験委員二人以上列席シテ受験人一人毎ニ試問シ即時答辯ヲ爲サシム

第九條 受験人ハ試験室内ニ於テ互ニ語話シ又ハ喧騒スルコトヲ得ス

第十條 受験人ハ「特ニ指定セルモノヲ除クノ外」書類其ノ他受験ノ材料トナルヘキモノヲ携帯シテ試験室内ニ入ルコトヲ得ス

第十一條 受験人ハ問題ニ付質問シ又ハ試験場ニ於テ書籍ノ借覽ヲ求ムルコトヲ得ス

第十二條 受験人ハ文官高等試験委員長ノ揭示其ノ他試験委員ノ命令ヲ遵守スヘシ

第十三條 受験人試験期日ニ出席セズ又ハ試験半途ニ退室シタルトキハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十四條 文官高等試験委員長ハ文官高等試験委員會議表決ノ數ニ入ラス但可
否同數ナルトキハ文官高等試験委員長之ヲ決ス

第十五條 文官高等試験委員試験ノ成績ヲ査定シタルトキハ之ヲ文官高等試験
委員長ニ報告スヘシ其ノ報告期限ハ文官高等試験委員長豫メ之ヲ定ム

第十六條 文官高等試験合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ公告ス

第十七條 文官高等試験ニ關シ必要ナル手續ハ文官高等試験委員長之ヲ定ム

三、外交官及領事官試験規則(二十六年十一月勅令第二百十三號ヲ以テ發布 三十年同令第四百五十四號ヲ以テ改正)

第一條 外交官及領事官試験ハ須要ニ應シ外務省ニ於テ外交官及領事官試験委員之ヲ行フ

第二條 外交官及領事官試験ヲ行フヘキ期日ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第三條 年齢滿二十年以上ノ男子ニシテ左ノ諸項ノ一ニ該當セサル者ハ外交官及領事官試験ヲ受クルコトヲ得ツ

- 一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニアラス
- 二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

二 破産若クハ家資分産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ終ヘサル者

第四條 外交官及領事官試験ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ出願書ニ履歷書及論文並ニ之ヲ英文、佛文又ハ獨逸文ニ翻譯シタルモノヲ添ヘ之ヲ試験委員ニ差出スヘシ

前項ノ書類ハ總テ出願人ノ自筆タルヘシ

第五條 外交官及領事官試験ハ前條ノ履歷書及論文並ニ其ノ譯文ニ就キ試験ヲ受クルニ足ルヘキ者ト試験委員ニ於テ認メタル者ヲ召集シテ之ヲ行フ

第六條 外交官及領事官試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験トス第一次試験ニ合格シタル者ニアラサレハ第二次試験ヲ受クルコトヲ得ス

第七條 第一次試験ハ左ノ科目ヲ用非テ之ヲ行ヒ仍體格ヲ檢査ス

- 一 作文(邦文並ニ第四條ノ譯文ニ用井タル外國文)
- 二 外國語(第四條ノ譯文ニ用井タル國語)
- 三 公文摘要(邦文)
- 四 口述要領筆記(邦文)

第八條 第二次試験ハ左ノ科目ヲ用井テ之ヲ行フ

- 一 憲法
- 二 國際公法
- 三 國際私法
- 四 經濟學
- 一 行政法
- 二 刑法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 刑事訴訟法
- 六 民事訴訟法

以上ノ科目ハ試験ノ際選擇取捨スルコトヲ得ス

- 七 財政學
- 八 商業學
- 九 外交史
- 十 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ豫メ二科目ヲ選擇セシメ之ヲ試験ス

第九條 第二次試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十條 出願人ノ願ニ依リ英語、佛語又ハ獨逸語ノ外仍他ノ外國語ヲ試験スルコトアルヘシ

前項ノ試験ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ旨豫メ出願書ニ記載スヘシ

第十一條 外交官及領事官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ金拾圓ヲ納メシム

第十二條 不正ノ方法ニ因リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス試験合格ノ後是等ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第十三條 試験合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル

試験合格ノ有効期限ハ合格後外交官又ハ領事官ニ任用セラレタル者ヲ除ク外二箇年間トス

第十四條 外交官及領事官試験ニ關スル細則ハ外務大臣之ヲ定ム

四、外交官及領事官試験規則施行細則

(二十七年六月外務省令第七號ヲ以テ發布
三十一年同省令第一號ヲ以テ一部刪除)

第一條 外交官及領事官試験規則第四條ニ依リ差出スヘキ出願書及履歷書ハ別

記甲號雛形及乙號雛形ニ依リ調製スヘシ

第二條 前條ノ出願書及履歷書ハ試験期日十日前ニ差出ス可シ

第三條 受験者ニシテ試験當日開試ノ時刻ニ出席セサル者ハ當期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四條 外交官及領事官試験規則第八條ニ掲クル受験者ノ選擇科目ハ別ニ記載シ出願書ニ添へ差出スヘシ

第五條 外交官及領事官試験規則第六條ニ依リ第二次試験ノ召集ヲ受ケサル者第一次試験ニ合格セサルモノトス

第六條 外交官及領事官試験規則第九條ニ依リ第二次口述試験ノ召集ヲ受サル者ハ第二次筆記試験ニ合格セサル者トス

(別記)

甲號雛形(用紙美濃紙但譯文用紙ハ西洋紙美濃紙ノ幅員ニ均シキモノ)

試驗願書

印紙

姓

名

生年月日

滿何年何箇月

私儀外交官及領事官試驗相受度候ニ付同規則第四條ニ掲クル書類相添此段奉願候也

(外交官及領事官試驗規則第十條ニ依リ英、佛、獨語ノ外尙ホ他ノ外國語志願ノ者ハ其旨ヲ追書ニ記載スヘシ)

年 月 日

本籍

現住所

姓

名 同

外交官及領事官試驗委員長宛

乙號雛形(用紙美濃紙但譯文用紙ハ西洋紙美濃紙ノ幅員ニ均シキモノ)

履 歷 書

何府縣華士族平民

戶主又ハ某嗣子若クハ何男

姓

名

生年月日

滿何年何箇月

一父〔何府縣華士族平民(農工商)(官位)何某(亡)〕
一母〔同上〕 何某(亡)何某(亡)

附錄 改正試驗規則

- 一 養父〔同上〕 何某(亡)
- 一 養母〔同上〕 何某(亡)何某(亡)
- 一 妻 〔同上〕 何某(亡)何某
- 一 子某(男女)
- 一 本籍(何府何縣郡何町村何番地)
- 一 現在地(同上)
- 一 學事(何年何月ヨリ何地何官公私立學校ニ入り何學科ヲ修業何年何月卒業
證書アラハ
其寫全文)
- 一 職業(何年何月ヨリ何地何會社又ハ何某ニ雇ハレ給料何圓何々ノ業務ニ従
事シ何年何月解雇又ハ辭職)
- 一 任免(何年何月何官廳何官拜命何年何月増俸、轉官、辭職、免職(各辭令
全文))

一 賞罪(賞狀寫及懲罰文寫)

右ノ通

年 月 日

姓

名 印

五、外交官及領事官ノ試験用外國語檢定ノ件

(明治二十八年六月
勅令第七十五號)

明治二十六年勅令第二百十三號外交官及領事官試験規則第四條ニ依リ差出スヘ
キ翻譯ニ用ツル外國語ハ必要ノ場合ニ於テハ試験期日ノ公告ノ際豫メ其ノ種類
ヲ指定スルコトヲ得

六、判事檢事登用試験規則

（明治二十四年五月十五日司法省令第三號ヲ以テ發布、二十六年同省令第十六號、二十九
十九年同省令第五十二號、三十一年同省令第十六號、三十八年同省令第三號、第十
三號、四十二年六月二日同省令第十二號、四十五年七月同省令第六號ヲ以テ改正）

二〇

第一章 試験委員

第一條 判事檢事登用試験委員ハ委員長一名委員數名ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條 判事檢事登用第一回試験委員長及委員ハ司法省高等官及大審院控訴院ノ判事檢事中ヨリ試験舉行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アルトキハ他ノ官廳高等官ニ試験員ヲ囑託スルコトアルヘシ

判事檢事登用第二回試験委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充テ試験委員ハ常任ヲ三名トシ司法省高等官及大審院控訴院ノ判事檢事中ヨリ司法大臣之ヲ命ス其他ノ委員ハ司法省高等官大審院控訴院ノ判事檢事中ヨリ臨時司法大臣之ヲ命

ス

試験委員附屬ノ書記ハ司法屬又ハ裁判所書記ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

第三條 判事檢事登用試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス試験委員長ニ闕員又ハ事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

第四條 判事檢事登用試験委員長及委員ニハ二百圓以内ノ手當ヲ給シ試験委員附屬ノ書記ニハ三十圓以内ノ手當ヲ給ス

第二章 受験資格

第五條 判事檢事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ男子ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル

一 官立學校及専門學校令ニ依ル公立又ハ私立ノ學校（別科ヲ除ク）ニ於テ三

學年以上法律學科ヲ修メ卒業證書ヲ有スル者

二 司法大臣ニ於テ指定シタル公立又ハ私立ノ學校ニ於テ三學年以上法律學科ヲ修メ卒業證書ヲ有スル者

三 司法大臣ニ於テ相當ト認メタル外國ノ大學校又ハ之ト同等ナル學校ニ於テ法律學科ヲ修メ卒業證書ヲ有スル者

前項第二號ハ明治四十年七月三十一日以後卒業スル者ニハ之ヲ適用セス

第六條 裁判所構成法第六十六號ニ該ル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二章 第一回試験

第七條 第一回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定メ官報ヲ以テ公告ス

第八條 試験志願者ハ其志願書ニ左ノ證書ヲ添ヘ之ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

一 履歷書

二 身分年齢及兵役ニ關スル證明書

三 第五條ニ定メタル要件ノ證明書

試験志願者ハ試験手数料トシテ金十圓ヲ納ムヘシ但其手数料ハ（登記印紙）ヲ用非之ヲ志願書ニ貼付スヘシ

手数料ハ志願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第八條ノ二 試験ヲ分チテ豫備試験及本試験トシ尙身體検査ヲ行フ

第八條ノ三 豫備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相當ナル普通ノ學識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第八條ノ四 豫備試験ハ左ノ科目ニ付之ヲ施行ス

一 論文

二 外國語

外國語ハ英語、佛語及獨語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第八條ノ五 試験委員豫備試験ノ答案ヲ調査シタル後本試験ヲ爲スニ足ルヘキモノト認メタルトキハ本試験ノ爲メ志願者ヲ呼出スヘシ

第八條ノ六 豫備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第九條 本試験ハ受験者ノ専門ノ學識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆記口述ノ二様トス

第十條 筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行政法國際公法國際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十一條 試験委員筆記答案ヲ調査シタル後口述試験ヲ爲スニ足ルヘキモノト

認メタルトキハ口述試験及身體検査ノ爲メ志願者ヲ呼出スヘシ

第十二條 口述試験ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十三條 受験者ノ及第落第及ヒ及第者ノ優劣ハ筆記試験口述試験ノ成績ニ對スル委員過半数ノ意見ニ從テ之ヲ決ス

及第落第ニ付テノ意見數相半スルトキハ落第ト見做スヘシ

身體検査ニ合格セサル者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス落第トス

第十四條 志願者口述試験又ハ身體検査ニ闕席シタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

第十五條 試験委員長ハ及第者ノ氏名及其試験ノ成績ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十六條 帝國大學法科卒業生ニシテ司法官ノ任用ヲ望ム者ハ第八條ノ規程ヲ

準用シ志願書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

二六

第四章 實地修習

第十七條 試補ハ區裁判所及地方裁判所並其檢事局ニ於テ一名若クハ數名ノ判事又ハ檢事ニ附屬シテ事務ヲ修習スヘシ

第十八條 修習事務直接ノ指揮監督ハ地方裁判所長之ヲ爲シ檢事ノ事務ヲ修習スルトキハ檢事正之ヲ爲ス

裁判所長若クハ檢事正ハ第二回試験ノ際ニ試補ノ職務上及職務外ノ行狀並職務ニ關スル成績ノ證明書ヲ作り控訴院長檢事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

但シ試補中途修習ノ場所ヲ轉シタル場合ニ於テハ其際成績證明書ヲ司法大臣

ニ差出スヘシ

第十九條 試補ハ修習目錄ヲ作り其取扱タル事件ヲ記載スヘシ

此目錄ハ毎月直接指揮監督者ニ差出シ檢閲ヲ受クヘシ

第二十條 試補ノ疾病又ハ兵役履行ノ爲メ修習ヲ缺キタル日數一年六箇月間二箇月以内ハ修習日數ニ算入ス

賜暇其他ノ原因ニ由リ修習ヲ缺キタル日數一年六箇月間一箇月以内亦同シ

第一項第二項ノ場合併起スルトキハ通計シテ二箇月以内ニ非レハ算入スルコトヲ得ス

第二十一條 試補ノ直接指揮監督者ハ試補職務上ノ義務ヲ怠リ又ハ職務上若クハ職務外ニ於テ其身分ニ適セサル行狀アルトキハ之ヲ報告スヘシ此場合ニ於テハ指揮監督者ハ報告ヲナシタルコトヲ試補ノ履歴ニ記入スヘシ

第二十二條 試補職務上若クハ職務外ノ行狀其職務ヲ執ルニ不適當ナルカ又ハ其修習ノ進歩不十分ニシテ第二回試験ニ及第ノ見込ナキトキハ直接指揮監督者ハ控訴院長檢察長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ
司法大臣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ試補ヲ免スルコトアルヘシ

第五章 第二回試験

第二十三條 第二回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ
試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定ム
第二十四條 試補第二回試験ヲ受クルニハ直接指揮監督者ヲ經由シテ志願書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ
志願書ニハ修習目錄ト陸海軍ノ現役ヲ終ヘ又ハ之ヲ免セラレタルコトヲ證明

スル書面トヲ添フヘシ

第二十五條 司法大臣ハ第二回試験ヲ受クヘキ試補ノ氏名ヲ試験委員ニ通知シ
試験ヲ行ハシム

第二十六條 第二回試験ハ受験者ノ實務ニ習熟シタルヤ否ヲ試験スルヲ以テ主
タル目的トシ筆記口述ノ二種トス

第二十七條 試験委員ハ試補ニ筆記試験ノ爲メ二件以上ノ訴訟記録ヲ付與スヘシ

第二十八條 受験者ハ付與セラレタル訴訟記録ニ就キ事實及理由ヲ詳示シタル
判決案ヲ答案トシテ差出スヘシ

答案ハ試験委員長ノ定メタル日時内ニ之ヲ差出スヘシ若シ之ニ違ヒタルトキ
ハ試験ハ成立タサルモノトス

第二十九條 口述試験ノ方法ハ委員長之ヲ定ム

第三十條 試補第二回試験ニ及第セサル場合ニ於テハ更ニ六箇月間修習ヲ爲シタル後試験ヲ受クルコトヲ得

第三十一條 試補第二回ノ試験ノ成立タサル場合ニ於テハ司法大臣ノ相當ト認ムル時期ニ於テ更ニ試験ヲ受クルコトヲ得

第三十二條 第一回試験ニ關ル第十一條及第十三條乃至第十五條ノ規程ハ第二回試験ニモ亦之ヲ適用ス

判事檢事登用試験規則第五條ニ依リ私立學校ヲ指定スルコト左ノ如シ

- 私立關西大學
- 私立日本大學
- 私立中央大學
- 獨逸學協會學校
- 私立早稻田大學
- 私立明治大學
- 慶應義塾
- 私立法政大學
- 私立立命館大學

七、辯護士試験規則

(明治二十六年五月十二日司法省令第九號ヲ以テ發布、二十九年同省令第五十三號、三十二年同省令第二十號、三十八年同省令第十四號、四十二年六月二日同省令第十三號ヲ以テ改正)

第一條 辯護士試験ハ毎年一回之ヲ行フ但其期日ハ司法大臣之ヲ定メ三箇月前官報ヲ以ス之ヲ公告ス

第二條 試験委員長及委員ハ判事檢事司法省高等官ノ中ヨリ試験舉行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アルトキハ他ノ官廳高等官ニ試験委員ヲ囑託スルコトアルヘシ

試験委員附屬ノ書記ハ司法屬又ハ裁判所書記ノ中ヨリ試験舉行毎ニ司法大臣之ヲ命ス

第三條 試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

第四條 試験委員長及委員ニハ二百圓以内ノ手當ヲ給シ試験委員附屬ノ書記ニ

附錄 改正試験規則

ハ三十圓以内ノ手當ヲ給ス

第五條 辯護士法第五條ニ該當スル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六條 試験志願者ハ其願書ニ左ノ證書ヲ添へ試験ヲ受クヘキ裁判所ノ檢事局ヲ經由シテ之ヲ試験委員長ニ差出ス可シ

一 履歷書

二 辯護士法第五條第一號但書及ヒ第四號ニ該ル者ハ其復權又ハ債務ノ辨償ヲ終ヘタル證明書

第七條 試験志願者ハ試験手数料トシテ金十圓ヲ納ム可シ但シ其手数料ハ(登記印紙)ヲ用井之ヲ願書ニ貼付スヘシ

手数料ハ願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第七條ノ二 試験ヲ分チテ豫備試験及本試験トシ尙身體検査ヲ行フ(四十二年六月二日省令第十

三號ヲ以テ改正)

豫備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ行ハス

身體検査ニ合格セサル者ハ落第トス(四十二年六月二日省令第十三號ヲ以テ改正)

第七條ノ三 豫備試験ハ試験者ノ本試験ヲ受クルニ相當ナル普通ノ學識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第七條ノ四 豫備試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外國語

外國語ハ英語、佛語及獨語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第七條ノ五 豫備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第八條 本試験ハ受験者ノ専門ノ學識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆記口述ノ二

様トス

筆記試験ハ憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、國際公法、國際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

口述試験ハ民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第九條 試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ

第十條 筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ行ハス

第十一條 試験ニ關スル細則ハ試験舉行毎ニ試験委員ニ於テ之ヲ定ム可シ

第十二條 試験委員長ハ試験ノ成績及ヒ及第者ノ氏名ヲ司法大臣ニ報告ス可シ

第十三條 試験及第者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十四條 試験及第者ニハ及第證書ヲ授與ス

第十五條 試験願書及履歷書ノ書式ハ左ノ如シ
(書式)

試験願書(用紙美濃紙)

族籍

氏

名

何年何箇月

現住所

氏

名 團

私儀辯護士志願ニ付試験相受度別紙履歷書及證明書相添此段奉願候也

辯護士試験委員長氏名殿

履 歷 書 (用紙美濃紙)

族籍

氏

名

出生年月日

學事

一何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ何學校ニ入り何年何月迄何學ヲ修メ又ハ何學科ヲ卒業スルノ類

一何年何月ヨリ何官私立學校ニ入り何學科ヲ修業シ何年何月卒業ス其證書寫別紙ノ如シノ類

一何年何月何學校若クハ其他ニ於テ何々ノ試験ヲ受ケ及第ス其證書寫別紙ノ如シノ類

一何年何月ヨリ何年何月迄何會社ノ役員トナリ又ハ何學校教員若クハ何官廳何官ト爲リタルノ類

賞罰

一何年何月何地ニ於テ何々ノ事由ノ爲メ何廳ヨリ賞ヲ受ケ何年何月何々ノ事由ノ爲メ何地ニ於テ罰又ハ刑ヲ受ク其辭令書又ハ宣告書寫別紙ノ如シノ類
右ノ各項中記載スヘキ廉ナキ者ハ其旨ヲ記載ス可シ

現住所

年月日

氏

名 印

◎司法省令第十三號 (大正二年四月二十二日)

判事檢事登用試験規則及辯護士試験規則ニ於ケル豫備試験ハ當分ノ内之ヲ行

附錄 改正試験規則

附錄終

大正六年一月十九日 印刷
大正六年一月廿四日 發行

模範試驗問題集與附
定價金八拾五錢



不許
複製

編纂者
發行者
印刷者
印刷所

文信社編輯部
東京市本郷區本郷六丁目二番地
石田嘉一
東京市京橋區南八丁堀一ノ廿九
三浦買太郎
東京市京橋區新榮町
大倉印刷所

發行所
賣捌所

東京市本郷區
本郷六丁目二番地
電話下谷三三三六番

文信社
全國各法律書店
振替東京三〇九一八番

362
36

終

